

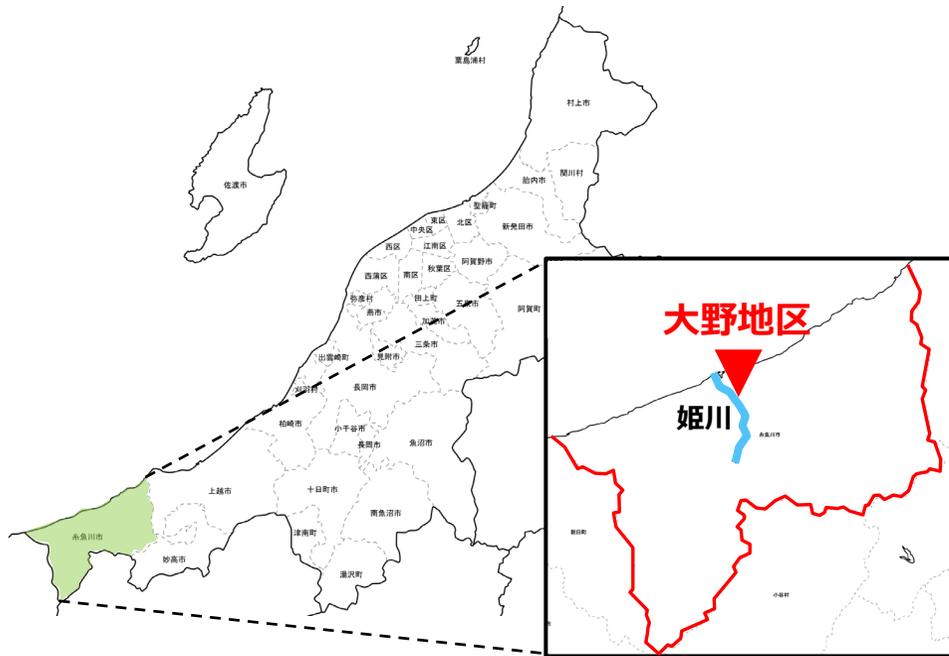
ケーススタディ③
新潟県糸魚川市における検討状況

令和3年8月

糸魚川市の概要

- 糸魚川市には、約6万4千haの森林があり、その3分の2（4万2千ha）が私有林である。そのうち、**私有林人工林は約9千ha**あるが、人工林率が2割と全国ベースより低いのが特徴。このため、森林管理の集約化が課題。
- 森林経営管理制度を優先的に取り組む地区を選定するにあたり、地区への聞き取りを行いながら、制度に対する関心が高かった地区から取組を進めていくこととした。

■ 糸魚川市及び大野地区の位置

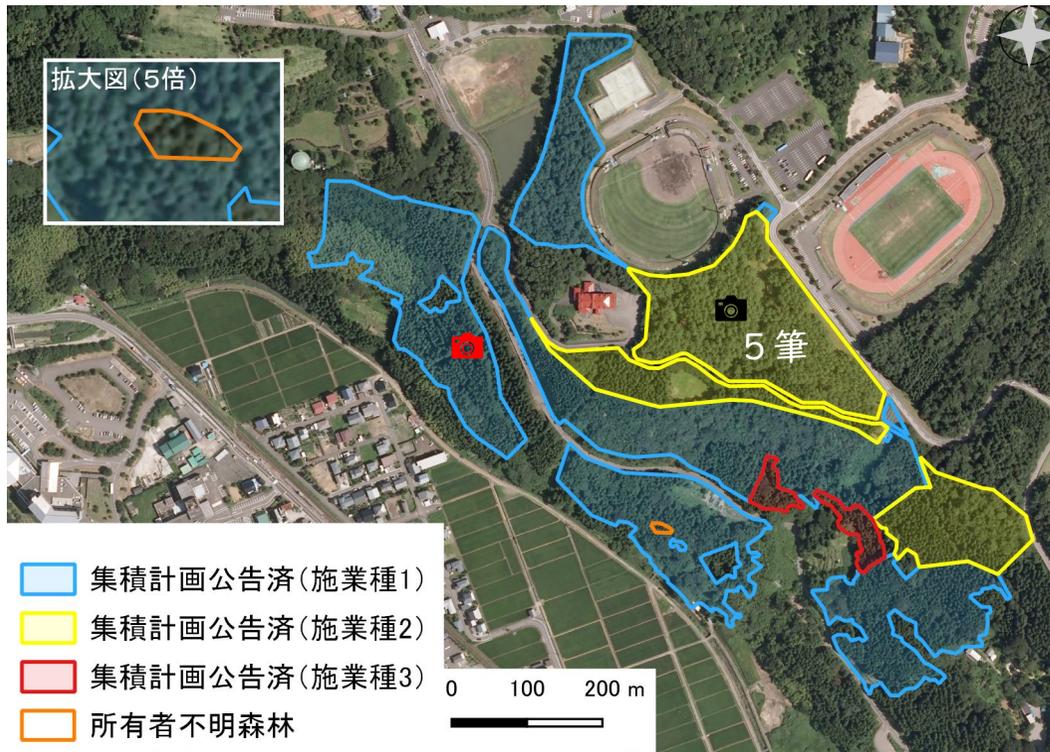


■ 大野地区をモデルとした理由

- 森林経営計画が作成されておらず、**林業事業者による森林整備が期待されない**
- 地区を対象とした説明会で、**地区住民の反応がよかった**
- 市街地（糸魚川市の中心部）に近く、森林整備をモデル的に進めることで、住民へのPRが可能

大野地区における取組状況

- 令和元年度に意向調査を実施した後、現地調査や所有者探索を行い、令和2年度中に合意形成を進め、令和3年6月に経営管理権集積計画を策定（92筆・28名分）。
- 宛所無しなど、所有者の所在が不明であった森林については、市内部で戸籍謄本や住民票を確認するほか、他の市町村にも公用請求し、所在を把握。
- しかし、1筆1名分の森林については、所有者の所在を把握できず、経営管理権集積計画の策定を断念。



☞ 不良木を中心に間伐（切捨間伐）を行い、光環境の改善を図る（施業種1）



☞ 松枯れが進んでおり、このままでは健全性が維持できないため、**広葉樹への樹種転換**を進める（施業種2）

※施業種3の区域には、水道施設があるため、間伐は実施しない

所有者不明森林への対応状況

- 所有者の所在が判明しなかった森林は、明治21年に所有権保存が行われたA氏の**単独所有**。A氏の登記簿上の住所が、村（旧大野村）で止まっており、**字名や地番が不明**。
- 他方、林地台帳において、過去の林務部局で把握した所有者＝現に所有している者としてB氏（A氏と同姓だが、**相続人かは不明**）の記載があったものの、**地番の記載が欠落**。
- そこで、税務部局に固定資産税の納税義務者を照会し、B氏の所在地（と思われるところ）を把握したが、意向調査票を送付したものの、宛所無して返送。税務情報をもとにB氏の住民票の取得を試みたが、住民票の除票の保存期間が過ぎていたためか、取得できなかった。戸籍や戸籍の附票も同様の状況。

不動産登記記録

登記名義人 A

住所 西頸城郡大野村

(明治21年)

林地台帳

現に所有する者 B

住所 糸魚川市大野●●

? 大野地区には、●●という地名はなく、地番も分からない

固定資産課税台帳

納税義務者 B

住所 ●●県■市××

? 県外の市町村あてにBの住民票やその除票の請求を行ったが、取得できなかった※

少なくとも66年は経過

(注) 大野村が糸魚川市になったのが昭和29年

※林地台帳の字名●●と固定資産課税台帳の県名●●が一致。B氏の所在が■市にある可能性があったので、公用請求。

市が行いたい経営管理の内容

- 施業種Ⅰ（水色ゾーン）に囲まれたⅠ筆であり、周囲と同様に、スギ等の切捨間伐を実施し、手入れ不足を解消したい。
- 周囲の大半の森林で手入れできるので、この所有者不明森林の手入れを行わないことで地域に大きな悪影響が生じるものではないが、一体的に手入れすることが望ましく、また、当該地だけ除外した状態での間伐作業は苦勞を要するところ。※

■ 周囲で定めた経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	15年間
実施する経営管理の内容	間伐を1回以上、年2回以上の見回り
費用負担	まずは、市町村が全額負担するを前提
利益還元	収益の発生は想定されないが、まずは経費に充当し、残余があれば所有者へ

■ 所有者不明森林で定めようとする経営管理権の内容

内容
15年間
間伐を1回以上、年2回以上の見回り
まずは、市町村が全額負担するを前提
収益の発生は想定されないが、まずは経費に充当し、残余があれば所有者へ

※誤って伐採しないよう現地で境界明示をしなければならないほか、当該地に伐採木が倒れこんだりしないように注意をしなければならない等を想定。

検討委員会でご議論いただきたい事項

- 今回のケースは、**登記名義人Aの所在を把握する方法がなく**、林務部局や税務部局が保有していた所有者と思われるB氏の所在もつかむことができなかった。当然に、BからAを辿ることも困難であり、AとBの関係性も不明。そのため、**A及びその相続人を確知できなかった**ため、所有者不明（全員不明）の特例措置を活用できたと思うがよろしいか。
- 当該所有者不明森林は、わずか29m²であり、周囲での手入れが実現されるため、そのまま手入れを行わなくても、さし当りの支障はないとも考えられるが、一体的な管理の必要性から積極的に対応していくという考え方はあってよいか。
- 仮に必要性に乏しいという判断があった場合において、例えば、今回の森林が松林であり、周囲のように松枯れの被害が生じ、又は被害の温床となる可能性がある場合は、積極的に対応を進めるといふ考え方をしたいが、どのように考えるか。
- 所有者の全員が不明な場合であり、県の裁定手続が必要であるが、市町村が新潟県に申請するにあたり、用意すべき資料にどのようなものがあるか。また、新潟県が裁定するにあたり、判断基準として留意すべき点は何か。

【参考】林野庁の運用通知において定める裁定申請書に記載する内容

- 1 森林の所在、地番、地目、面積
- 2 当該森林の経営管理の現況
- 3 定めようとする経営管理権集積計画の内容
- 4 参考情報として、①所有者探索の実施状況、②当該森林に経営管理権を設定することの必要性、③当該森林の自然的・経済的・社会的な条件（資源の状況、路網整備の状況等）、周囲の土地利用の動向（集約化の状況、周囲の所有者の意向） など

検討委員会でご議論いただきたい事項②

- 今回の大野地区では、相続財産法人となった森林で、相続財産管理人が選任され、その後、新たな所有権の帰属先が決まったという事案があった。（今回は、新たな所有者と合意形成を図り経営管理権集積計画を定めるに至った。）
- 他方で、今回のように相続財産管理人が選任されていることは稀であり、**相続放棄された森林や相続人のない森林**が相続財産法人として、一向に清算に向かわず、いわゆる宙に浮いた状態で手入れ不足になっているケースも多々ある。
- 現行民法940条による相続放棄をした者による管理の継続には、経営管理権を市町村に設定するというような新たな権利関係を構築することは想定されておらず、相続財産の保存を目的とした管理制度もないと考えるが、市町村が相続財産法人たる森林の手入れを行いたい場合は、どのような対応があり得るか。
- 令和3年4月28日に公布され、2年以内の施行が予定される**改正民法（改正後の897条の2）**において、**保存型の統一的な財産管理制度**が始まるが、この管理人の下で、経営管理権を設定し、市町村が管理していくという運用はあり得るか。（相続財産法人は所有者不明ではないことから、森林経営管理法の特例や、改正後の所有者不明土地法38条2項に基づいた改正民法264条の2の所有者不明土地管理制度も活用できないと認識。経営管理権を設定することについて、市町村が利害関係人となり得るのか。）

【参考】民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）による改正民法（抄）

264条の2 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

897条の2 家庭裁判所は利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命じることができる。ただし、・・・

検討委員会でご議論いただきたい事項③

- 境界の確定は、所有権の帰属の範囲を決めることになるため、処分行為（全員の同意が必要）と解されるが、**境界を接する相手方の一部又は全部が不明である場合は、どのように対応すべきか。**
- 厳密な対応を考えた場合、家庭裁判所に不在者財産管理人の選任を申し立て、管理人との間で境界の確定を行うことが考えられるが、
 - ① 地籍調査が完了している等により筆界が明らかである場合
 - ② 筆界が明らかではないが、客観的資料と樹種、林相から境界を明らかにできる場合
 - ③ 筆界が明らかではないが、明らかでない範囲から一步控えて権利設定を行う場合については、相手方の同意不要とし、管理人の選任をすることなく、経営管理権の設定を行うことを考えてもよいと思われるが、どのように考えるか。
- もっとも、このような考え方が許容されない場合、経営管理権の設定が裁判所手続を伴う境界確定に律速されてしまい、円滑に進まないことが懸念される。
- このようなことを考え、**境界確定を内在的な問題として処理し、地域一体として経営管理権を設定する（穴が開かないようにする）という考えの下で、特例制度を活用していくという方法もあってもよいのではないか。**
- なお、境界確定の問題を内在的に扱うためには、経営管理に要する費用を所有者に負担させない、利益を所有者に還元しないという考え方を前提としている（費用や利益のことを考えると、市町村がどのように境界を決めたかが、利益・不利益につながってしまうためである）。